

若年運転者講習について

受験資格特例教習を受けて第二種免許等を取得した方が、本来の受験資格条件である年齢（第二種免許及び大型免許は21歳、中型免許は20歳）に達するまでの期間を「若年運転者期間」と呼びます。

この期間中に違反をして一定の基準に達した場合には、「若年運転者講習」を受講する必要があります。

若年運転者講習を正当な理由なく受講しない場合、また、受講後も若年運転者期間が経過するまでの間に違反をして再度基準に達した場合は、受験資格特例教習を受けて取得した運転免許が取消されます。

※ 違反については、受験資格特例教習を受けて取得した免許にかかる車両の運転に限定されず、あらゆる自動車運転中の違反が対象となります。

【問い合わせ先】

和歌山県警察本部交通部運転免許課 講習・教習所係

電話番号 073-473-0110 （内線：365、364）

取扱時間 平日の午前9時00分から午後5時00分までの間

土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）及び年末年始
（12月29日から1月3日）を除く